

## 福島県立医科大学会津医療センター広告掲載要綱

平成28年3月17日センター長制定

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福島県立医科大学会津医療センター（以下「センター」という。）の印刷物等を活用し、広告事業を行うことに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 センターの印刷物等を活用した積極的な広告事業により、センターの新たなる財源を確保し、民間企業等と協働し、患者サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告事業 民間企業等が行う広告等の媒体としてセンターが作成する印刷物等を活用することにより得られる広告料等の収入をもって、事務事業経費の節減を図る事業をいう。
- (2) 広告媒体 センターが作成する印刷物等のうち広告事業に活用するものをいう。

### (広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性があるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- (6) 当該広告の内容についてセンターが推奨しているかのような、誤解を招くもの又はその恐れがあるもの
- (7) 個人の売名を図るもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) その他、医療機関の広告媒体に掲載する広告として不相当であるとセンターが認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告媒体の種類、規格等)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類、規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに当該広告事業の担当部門が別途定める。

(広告募集方法等)

第6条 広告募集方法及び選定方法等については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、当該広告事業の担当部門が別途定める。

(広告掲載の申し込み)

第7条 広告の掲載を希望する者(以下「広告主」という。)は、広告掲載申込書により申し込むものとする。

2 広告掲載申込書の様式は、当該広告事業の担当部門が定める。

(審査)

第8条 広告掲載の適否については、経営企画室で行う審査により病院長が決定する。

2 広告掲載の適否について疑義が生じた場合は、経営企画会議で協議を行う。

3 広告掲載の審査にあたっては、経営企画会議の委員のほか、外部の専門家等の意見を聞くことができるものとする。

(庶務)

第9条 広告に関する審査等の庶務は、経営企画室において処理する。

(広告に関する責任)

第10条 表示した広告に関する責任は広告主が負う。

2 広告に虚偽があることが判明した場合は、広告の表示を中止するものとする。広告表示の中止に伴い生じる経費は広告主が負担する。

(補則)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月17日から施行する。